

平成 25 年 5 月 20 日開会

# 第 3 回臨時会会議録

美波町議会

見 出 表	頁
5 月 20 日 ( 月 )	
議長開会の挨拶	4
会議録署名者の指名について	4
町長提案理由の説明	4
議案審議	7
閉会の挨拶	18

平成 25 年 5 月 20 日 美波町議会第 3 回臨時会を美波町役場議場に招集された。

1、 応召議員は次のとおりである。

2 番	江本 昇	3 番	影山 美雄	4 番	川尻 竹藏
5 番	永本善次郎	6 番	丸龍 孝敏	7 番	北山 朝彦
8 番	向山 篤宏	9 番	岩瀬 公	10 番	坂口 進
11 番	寺下 博子	12 番	新開 悦博	13 番	舛田 邦人

1、 不応召議員は次のとおりである。

な し

1、 出席議員は次のとおりである。

2 番	江本 昇	3 番	影山 美雄	4 番	川尻 竹藏
5 番	永本善次郎	6 番	丸龍 孝敏	7 番	北山 朝彦
8 番	向山 篤宏	9 番	岩瀬 公	10 番	坂口 進
11 番	寺下 博子	12 番	新開 悦博	13 番	舛田 邦人

1、 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 木里 茂樹

1、 地方自治法第 121 条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支所長・地域振興室長	今津 秀貴
会計管理者兼会計課長	谷口 和江	総務企画課長	磯野 晴幸
住民生活課長	岩瀬 和夫	保健福祉課長	花木美名子
税 務 課 長	丸岡 武	建 設 課 長	鈴木 義勝
産業振興課長	小坂 進	消防防災課長	橋本 一晴
水 道 課 長	中林 伸次	住 民 室 長	藤井 隆司
日和佐病院事務長	岡本 照彦	由岐病院事務長	木本 節
教 育 次 長	海司 広幸	社会教育課長	鶴木 敏夫
学校教育課長	武田 和幸		

1. 会議事件は次のとおりである。

議案第 48 号 専決処分の承認を求めることについて

専決第 1 号 美波町税条例の一部を改正する条例の制定について

専決第 2 号 美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

専決第 3 号 平成 24 年度美波町一般会計補正予算（第 7 号）

専決第 4 号 平成 24 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）

専決第 5 号 平成 24 年度美波町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

専決第 6 号 平成 24 年度美波町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

専決第 7 号 平成 24 年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算  
（第 2 号）

専決第 8 号 平成 24 年度美波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

専決第 9 号 平成 24 年度美波町病院事業会計補正予算（第 6 号）

議案第 49 号 美波町防災行政無線システム整備工事の請負契約の締結について

議案第 50 号 美波町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

議案第 51 号 美波町教育委員の任命について

5月20日(月)

(時に 9時00分)

議 長 おはようございます。本日、平成25年第3回美波町議会臨時会が、招集されましたところ、議員各位には何かとご多忙の折、ご出席下さいましてありがとうございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより、平成25年第3回美波町議会臨時会を開会いたします。

(時に 9時00分)

議 長 本日の会議を開きます。なお、会議予定につきましては、お手許にご配布の日程表により進めたいと思いますのでご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。7番 北山議員・8番 向山議員、両名を指名いたします。

日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮り致します。

本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第3 町長提案理由説明を議題といたします。

本臨時会に提出されております議案は一覧表にありますとおり、議案48号から議案第51号まで計4件であります。これを一括して議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長

町 長 おはようございます。野山の新緑も色濃くなり、日中は少し汗ばむ季節となりました本日、平成25年第3回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中、全員のご出席を賜りまして、ご審議を頂けますこと大変有り難く存じているところでございます。

さて、本臨時議会でご審議をお願いする議案は、専決処分報告議案1件、契約議案1件、条例改正議案1件、人事議案1件

の計 4 件でございます。

それでは、ご審議を賜ります議案につきまして、その概要を順次ご説明申し上げます。

まず、議案第 48 号は、専決処分の承認を求めることについてでありまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、条例の一部改正 2 件、平成 24 年度一般会計、特別会計 5 件及び病院事業会計の計 9 件を専決処分させていただいておりますので、同条第 3 項の規定によりご報告を申し上げ、ご承認賜りますようお願いするものであります。

まず、専決第 1 号 美波町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法の一部を改正する法律が平成 25 年 3 月 30 日に公布され、原則として同年 4 月 1 日から施行されることとされたことから、3 月 31 日に専決処分をしたものでございます。

平成 25 年度の税制改正の概要でございますが、社会保障・税一体改革を着実に実施するための個人住民税の住宅借入金等特別税額控除等の延長・拡充並びに東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税の課税免除等の措置の延長等の復興支援税制の改正並びに延滞金等の見直しにより税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととされております。

改正内容の主だったものと致しましては、土地・住宅税制における個人住民税の住宅ローン控除の延長・拡充、納税環境整備では、延滞金等の利率の見直しがされています。

また、昨年度創設されました、地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）につきましては、今回の改正で、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫が特例措置の対象に追加されております。

専決第 2 号 美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。国民健康保険法施行例の一部改正に伴い、国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。改正の主な内容は、特定世帯の国民健康保険税について国民健康保険の被保険者であったものが国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化するほか、特定世帯に係る世帯別平等割を最初の 5 年間 2 分の 1 減額する現行措置に加え、その後 3 年間 4 分の 1 に減額する措置を講じるものであります。

専決第 3 号 平成 24 年度美波町一般会計補正予算（第 7 号）

は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 85,582 千円を追加し、総額を 5,938,083 千円といたしております。補正の主なものは、繰越明許費の補正と、歳入については、収入額の決算見込みによる追加及び減額と、歳出については、そのほとんどが事務事業の完了に伴う減額補正であり、追加補正では、基金費が主なものでありまして、財政調整基金で 269,999 千円、減債基金費で 41,589 千円をそれぞれ追加いたしております。

専決第 4 号 平成 24 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 145,963 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1,223,632 千円といたしております。事務事業の完了等による調整予算でありまして、歳入では、平成 24 年度も一般会計からの繰入なしで決算できる見込みとなり、繰入金のうち法定外繰入分であるその他一般会計繰入金を 48,000 千円減額し、歳出では、療養諸費で 91,245 千円、高額療養費で 17,551 千円、共同事業拠出金で 41,436 千円それぞれ減額し、予備費に 16,363 千円を追加いたしております。

専決第 5 号 平成 24 年度美波町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,800 千円を減額し、総額を 15,800 千円といたしております。事務事業完了等による調整予算でありまして、下水道管理費の減額であります。

専決第 6 号 平成 24 年度美波町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,630 千円を減額し、総額を 176,591 千円といたしております。事務事業完了等による調整予算でありまして、繰越明許費の補正と主に下水道総務費と下水道管理費の減額であります。

専決第 7 号 平成 24 年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算（第 2 号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,927 千円を減額し、総額を 37,416 千円といたしております。事務事業の完了等による調整予算でありまして、一般管理費、医業費及び予備費の減額でございます。

専決第 8 号 平成 24 年度美波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、歳入歳出それぞれ 1,357 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 137,501 千円といたしております。事務事業の完了等による調整予算でありまして、一般管理費の役務費の追加と後期高齢者医療広域連合納付金の減額でございます。

専決第 9 号 平成 24 年度美波町病院事業会計補正予算（第 6

号)は、補正額はなく、資本的収入の収入項目の組み替えであります。

次に、議案第 49 号 美波町防災行政無線システム整備工事の請負契約の締結については、昨年 7 月に美波町防災行政無線システム整備事業にかかる選考委員会を設置し、実施設計及び整備工事について、プロポーザル方式による業者選考を行った結果、西日本電信電話株式会社に決定いたしました。平成 24 年度に実施設計を行い、内容について精査した結果、整備工事費を 368,550 千円と決定しました。予定価格が、50,000 千円以上であることから、美波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第 50 号 美波町財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、行政財産の一部を無償貸付が出来るようにするための条例の一部改正でございます。先般、徳島大学から防災を主としたまちづくりについて、大学・行政・地域住民が連携して進めるための活動拠点となる徳島大学地域づくりセンターを設置したいとの申し出がありまして、町としても必要な事業であると考えられることから、現在使われていない由岐支所 3 階の旧議会事務局室及びロビーについて、無償で貸付けを行いたいと考えております。つきましては、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定による行政財産の無償貸付けを行うにあたり、現行の条例では行政財産を無償で貸し付けることが出来ないため、無償貸付が出来るようにするための条例の一部改正であります。

最後に、議案第 51 号 美波町教育委員会委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を得て教育委員会委員を任命するものでございますが、平成 25 年 5 月 29 日をもって、原田村美委員が 4 年間の任期を終えられますが、再任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明といたします。なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、原案どおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。町長提案理由の説明といたします。どうぞよろしく願いいたします。

議

長 町長の提案理由の説明が終わりました。

日程第 4 議案第 48 号専決処分の報告について、専決第 1 号



から第 9 号まで計 9 件を一括議題といたします。  
ご異議ございませんか。

( 異議なし )

「異議なし」と認めます。

専決第 1 号から第 9 号まで、件 9 件を一括議題とします。  
当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長 ( 議案第 48 号の説明をする )

議 長 税務課長

税務課長 ( 専決第 1 号の説明をする )

議 長 保健福祉課長

保健福祉課長 ( 専決第 2 号の説明をする )

議 長 総務企画課長

総務企画課長 ( 専決第 3 号の説明をする )

議 長 保健福祉課長

保健福祉課長 ( 専決第 4 号の説明をする )

議 長 小休します。

( 時に 10 時 31 分 )

( 小休中 )

( 時に 10 時 45 分 )

議 長 小休に引続き、再開いたします。  
引続き説明を求めます。

建設課長

建設課長 ( 専決第 5・専決第 6 号の説明をする )

議 長 住民室長

住民室長 ( 専決第 7 号の説明をする )

議 長 保健福祉課長

保健福祉課長 ( 専決第 8 の説明をする )

議 長 日和佐病院事務長

日和佐病院事務長 ( 専決第 9 の説明をする )

議 長 説明が終わりました。質疑を行います、質疑ありませんか。

北山議員

7 番 議 員 平成 24 年度美波町一般会計予算について、減額がかなりあります。実績に基づいての減額だろうと思いますので、いろんなことについては監査があるんでそちらに任せて、1 点だけお聞きしたいと思います。28 ページ子宮頸がんワクチン接種委託料について、4,670 千円の減額となっています。これの当初の見積もりはどのぐらいっていう、対象人員が何名で見積もりが何名な

のか、これ減額されとんですが、実際いった人数っていうのかな、そこらはどのぐらいになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

議 長 保健福祉課長

保健福祉課長 子宮頸がんについては、当初対象人員を 151 人です。それで接種されている方については、希望者には全員接種しておりますので、延べ回数として 100 件しております。それで金額の方ですね、当初 9,925 千円でしたが、4,670 千円減額し、5,255 千円としております。全て希望者には全員接種をしている状況でございます。

議 長 北山議員

7 番 議員 見積もりで 151 人、実際受けられた方が 100 件、予算が 9,500 千円で不要になった、減額された金額が 4,670 千円、これっちょ半分ぐらいになるん違うんですかね計算。そうではないんですか。それと、これは町としてはできるだけ全員に接種をしてもらいたいということで、当初予算を組まれたと思うんですけど、何年か前はかなり有効なワクチンということで、その気運は上がっていたと思うんですが、今もやはり有効さっていうのは変わらんとと思うんです。その中で希望者、当然希望者にされたっていう話なんですけど、やはり有効なもんであれば、できるだけ接種をしてもらうような、そういう努力も必要だと思うんですけど、そこらのところはどんなような対応をされたんですか。

議 長 保健福祉課長

保健福祉課長 希望しないっていう方がっていうんではないんですが、一応中学 1 年生から高校 1 年生まで 3 回接種っていうのが決められておりまして、対象者 151 名の中で、すでにもう前年度で終わっている方なんかもおいでまして、今年の対象で希望があった方、2 回目 3 回目っていうところで 100 回ということで、回数で表示させていただいてます。また子宮頸がんの予防接種については、今年度から任意から定期接種ということで進めさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 北山議員

7 番 議員 今の説明では対象者は全て受けられようと、ほう理解していいわけですか。対象者っていうのは、みんな受けられようって、そう理解しとっていいわけですか。

議 長 保健福祉課長

保健福祉課長 対象者は全てっていうか、任意でございましたので、やはり

若干 1 名 2 名はされなかったそうです。この今年度からは定期予防接種になりましたので全員ということになります。

議長 他に質疑ありませんか。

寺下議員

10 番 議員 一般会計の 23 ページの企画費の一番下の自主防災組織育成事業補助金についてなんですが、これ 4,300 千円の減額になっています。どういう事業というか、どういうものに補助されて、まゝ見積もったのよりも少なかったのかどうかを、一応ちょっとその理由をお聞かせ願いたいのと、25 年度もこれと同じではないかもしれないですけど、予算がついています。やっぱり必要なところには、しっかりと使ってもらえるような事業にしていけないといけないと思うので、そのあたり 24 年度はどうだったのか、お伺いします。

議長 総務企画課長

総務企画課長 企画費の中の自主防災組織育成事業補助金でございますけれども、コミュニティ事業がいわゆる宝くじ事業で申請していた分が付かなかったということで、減額というかたちでさせていただいております。

それで今年度についてもですね、こういったかたちの助成事業につきましては、申請段階で予算付けしておりますので、付かなかった場合は減額というかたちで処理をさせていただいておりますので、ご理解いただけたらと思います。

議長 長 江本議員

2 番 議員 これ 16 ページの住宅使用料の滞納繰越分で予算化されておるんですが、これ今の現状、これ年度末のなんで計算出たんだと思うんですが、これ、後、延滞が残っておるかどうか、今の今の状況、これ払い込み額の割合、どういうふうにあったのか、これからまた今のどない言うんかな、取立ての状況って言うのかな、そこんところ、回収するためにどういうふうな措置を取られておるのか、というところが、もし残っておるんであればそこんところ。

議長 長 住民生活課長

住民生活課長 お答えいたします。ここに載っております分につきましては、滞納の納入になった分ということですので、23 年度以前からの分で、納入が無かった方々が納入された分というかたちになります。ちょっと今、ちょっと数の把握はちょっと資料的なものを持ってないんですけれども、いわゆるずっと以前から何年もというところが残っておられる方もおいでます。回収のことに

つきましては、前回だったか寺下議員さんのときの答弁で副町  
長、答えたかも分かりませんが、だと思えますけれども、  
まあ5月・12月に住宅の関係では滞納というか納入がない方に  
督促を出しております。それでその方々が納入が無い場合にこ  
ちらから連絡を取る、会って話をさせていただく、お宅へ伺う、  
役場にきた時を捉えてお話をさせていただくというようなこと  
で、務めて納入にさせていただけるように該当者と話しをしてい  
っております。以上であります。

議 長

他に

向山議員

8 番 議 員

私の方からは1点お願いしたいと思えます。一般会計補正予  
算、専決第3号の35ページの基金費ですが、財政調整基金並び  
に減債基金については積戻しか積み増しがだと思えますけども  
、その8の医療対策援助基金費が減額になってますけども、  
この状況ってというか、理由を教えてくださいと思えます。

議 長  
総務企画課長

総務企画課長

医療対策援助基金費については、以前、日和佐病院と大学の  
間ですね、医師の確保ということで、そのお医者さんがされる  
事業をですね、町の方が助成を行って、基金を取り崩してその  
費用によって助成をしていたという経緯がございますけれど  
も、ここ何年かはそういった医師とのやり取りがないというこ  
とで、基金を取崩す必要がないということで、今回基金費では  
積み立てておりましたけれども、必要がなかったということで、  
削除といいますか、減額させていただいております。以上です。

議 長

他に

影山議員

3 番 議 員

一般会計の10ページお願いします。質問ですが、寄付金が  
2,089千円とあります。その内容について教えてください。

議 長  
総務企画課長

総務企画課長

お答えします、寄付金につきましては19ページに寄付金の項  
目で上がっておりますけれども、一般寄付金で101万円を追加  
いたしておりますけれども、これは町の在住であった方で、県  
外に出られて、それで亡くなられて、ご遺族の方が非常に美波  
町のことを好きだったということで、寄付をいただいております  
けれども、その分がございまして。それから教育費の寄付金  
につきましては、ウミガメ保護の関係でアクサスというまあ会  
社ですけど、そちらの方から寄付をいただいております。それ  
からふるさと応援寄付金につきましては、24年度は7件ござい

まして、高額な方では 200 千円の寄付をいただいております、合計で 580 千円いただいております。以上です。

議

長 他に質疑ありませんか。これで質疑をおわります。

専決第 1 号 美波町税条例の一部を改正する条例の制定について、専決第 2 号 美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、専決第 3 号 平成 24 年度美波町一般会計補正予算（第 7 号）、専決第 4 号 平成 24 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）、専決第 5 号 平成 24 年度美波町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）、専決第 6 号 平成 24 年度美波町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）、専決第 7 号 平成 24 年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算（第 2 号）、専決第 8 号 平成 24 年度美波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、専決第 9 号 平成 24 年度美波町病院事業会計補正予算（第 6 号）、計 9 件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（ 賛成 11：反対 0 ）

「起立全員」です。

専決第 1 号から専決 9 号まで計 9 件は原案のとおり承認されました。

日程第 5 議案第 49 号 美波町防災行政無線システム整備工事の請負契約の締結についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

消防防災課長

消防防災課長  
議

（議案第 49 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

舩田議員

1 3 番 議員

整備工事費 368,000 千円以上、約 370,000 千円まあ結構な値段がするなあと思うんですが、この工事費の中でですね、いろんな移動局 25 局とか、音声子局 46 箇所などとありますが、結局何が一番高額なものだったでしょう。

議  
消防防災課長

消防防災課長

お答えいたします。まず統制局、美波町役場本庁に設置いたしますこの制御盤、回線制御盤等々の、すいませんこのシステ

△構成図をご覧いただければ分かると思うんですが、本庁の方に置きます親局の設備と、あと同報子局設備、この45箇所、放送用のスピーカー46箇所町内にめぐらすんですが、それが多分主な工事費になると思います。

議長 他に質疑ありませんか。

北山議員

7番議員 これに変わって、どのくらい今現在変わってくるか、かなり改善されるんか。少なくとも屋外に居った場合は、ほとんど100%聞こえるというようなかたちになるんか、そのところ教えていただきたいんと、それと車載型移動局、これ25局、25台っていうことなんですかね。これはどこに配備するんか、それとこれの使う、使い方いうんかな、どういうかたちで利用されるんか、ほこらのところも教えていただきたいんと、それと屋外の拡声子局、これについて46ヶ所、これってこう一覧表っていただけるん、設置場所の。またお願いします。

議長 消防防災課長

消防防災課長

まず同報の子局ですね、これ46箇所ではほぼ全町内をカバーするようなことにはいたしておりますが、ただ山奥で1件とか数件しかないところまでそれを一本ずつ建てておくと、やっぱり予算的にすごい高くなりますので、その辺につきましては、今のところ先ほどちょっと話しをさせていただきましたIP告知、告知端末に繋がりますので、そこで家の中では聞こえます。全世帯IP告知配備しておりますので、そちらの方で聞いていただけることになろうかと思えます。

それと車載型無線機につきましてはこの25台ですが、消防車、今消防団が使っております消防車16台、あと本庁にあります消防、あの赤い車ですね、それと役場の支所にあります消防車、あと公用車の方に7台配備する予定にいたしております。

あと携帯型の無線機につきましては、これも今、既設の方で本庁に15台、支所に10台あります。その数と同じだけ今のところ配置する予定にいたしております。

あと先ほどの46箇所ですね、そのまた、あれでしたらお渡しできると思えます。今の予定はお渡しできると思えます。以上です。

議長 他に質疑

向山議員

8番議員 既設の防災無線との関連もあると思うんですけど、停電時ですね、デジタル化した個別受信機の必要だということも検討

されたと思うんですけれども、そのあたりの町の見解はどんなんでしょうか。

議 長  
消防防災課長

消防防災課長

向山議員がおっしゃるとおり、今計画いたしておりますのは屋外の方には停電時も放送、スピーカーから聞こえますが、屋内、おうちの中にいますと停電時はこのIP告知しか放送が流れませんので、停電時は聞こえません。ということで今の課内・庁舎内でも一応いろいろ検討させていただきました。一番いいのは今あります旧の防災無線の個別受信機、ああいうかたちのも、今あれを使うことはやっぱりできませんので、整備をすればどういうかたちになるかっていうことをちょっと検討をさせていただいたんですが、まず1つは補助事業が今のところ、それに乗られる補助事業がありません。それと起債も今のところききません。ってということで、概算の事業費が1億数千万、150,000千円ぐらいからってということで、機種がいろいろあって、それによって変わってくるんですが、最低でも150,000千円かかるという概算がでております。それを一般町費で全部まかなうっていうのはなかなか大変なことかなと思って、それで一応検討、去年からさせていただいてますが、その辺で今のところ入れることがちょっと、すぐっていう、一緒にということができないのが現状でございます。それと技術的な面から申しますと、今あるように一緒にIP告知と個別受信機一緒に置きますと、聞こえてくるのがちょっとずれるらしいんです。光ケーブルで放送するところ、放送と防災無線、無線を使いますんでずれるというところで、同じところに部屋にありますと聞こえにくっていうような、ちょっと今、技術的な面がございまして、その辺もどうかっていうようなところもちょっと検討しておる次第でございます。以上です。

議 長  
8 番 議 員

向山議員

個別受信機を設置するには150,000千円が概算としていると言うお話でしたけども、それは高いか安いかはよく今後ご検討いただいて、町民のですね、生命・財産を守るにあたってと言う観点から検討を加えていただきたいと思います。

議 長

他に質疑ありませんか。

議 長  
4 番 議 員

川尻議員

ちょっとお伺いをいたします。入札の方法もプロポーザル方式ということで、何社ぐらい申込みがあったのか、それとですね、このご説明があった、この全部の装置がですよ、360,000

千円という、ほの見積もりね、まっ一社プロポーザルだから一社で電話会社がしておるといことで、ほこの試算っちゃきっちりできとうといか、こっちが把握できとって、できとんかといことをね、これ随意契約になっておるんで、次もこのシステムがこの金額で完全にすると、後もし工事、これ以外のことだったら随契契約で当然ここがするといことやね。電話会社が、それとメンテナンスね、そこらへんはどないなとんか、高額の、これ故障がいきやすいと思ふんよ。私も素人域ですけんど、そこらへん故障がいったときは、もう随時町の経費でね、修理していくん。ほこの契約でまっどこらへんまでメンテナンスでやれるんか、していただけるのか、そういうところはどい話し、契約になとんか。ちょっとお伺いできたらと。

議 長 消防防災課長

消防防災課長

この件につきましては、本来なら一般競争入札っていう形でおこなわさしていただくのが本来かと思ふんですが、やっぱり特殊な工事等ございましたので、今回はプロポーザルに9社一応指名をさしていただきました。一次審査・二次審査、二次審査では一応プレゼンテーション、業者3業者に絞りまして、3業者のプレゼンテーションを行いまして、業者を選定させていただきました。金額につきまいてもいろいろ各業者ありまして、一番安かったのがここ西日本、それだけで決めたのではございませんけど、信頼性それとその工事内容・計画内容にうちの計画内容に沿った工事であると認定させていただきましたので、こちらに決定させていただいております。今後のことですが、一応機械類についてはやっぱり1年の無償、故障した場合は無償で直していただけるんですが、それ以降ということになりますと有償・有料ということになってこようかと思ひます。ただ今も、今の既設の設備につきましても、有料契約でそういう形をさしていただいておりますので、それでやはり本当に今修理が多ございます。スピーカーが鳴らなかつたり、1回故障してそれを直してもすぐといような形で、大変修繕費かかっておりますので、今後この工事が終わりましたら、数年間は故障なしに大丈夫かなあと思っております。以上です。

議 長

他に質疑ありませんか、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

議案第49号を採決します。



お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 賛成 11 : 反対 0 )

「起立全員」です。

よって、議案第 49 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 50 号 美波町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長  
議

( 議案第 50 号の説明をする )

説明が終わりました。質疑を行います。

向山議員

8 番 議員

数点お聞きしたいと思います。これあのう徳島大学の学生さんということなんですけども、この防災まちづくりに関する事業というのは美波町の防災まちづくりだけなんでしょうか、それから駐在の内容なんですけれども、学生さん等がですね、誰か常駐してそういった業務をするのか、または年に数回来られるとか、それからいつまで、本年度中で終るのかどうか、その 3 点ほどお願いいたします。

議 長  
総務企画課長

総務企画課長

現在大学側から申出がございましては、平成 25 年度につきましては、徳島大学持続可能なまちづくり研究会の美波町由岐湾内地区での分析・推進というかたちで活動を、それを中心として行いたいとのことで聞いております。それで今後その事業とですね、後そういった全般的なまちづくりで必要な事項についても活動拠点とさして欲しいということでございましてけれども、まだ具体的にはそれ以上のことはまだ聞きいたしておりません。それとこの徳島大学創生センターのサテライト施設的な意味合いがございましてけれども、ここにつきましては、平成 25 年度については徳島大学の井若さんですかね、徳島大学大学院生の方が 1 名常駐というかたちで、平日ですけれども居ていただきまして、平日とは限ってませんけれども、この方がいない場合は不在の時には施設は閉めておくと言ったような形で聞いております。それで実際まだこの条例を改正しまして、行政財産の貸付ができるようになればですね、正式に協定書を結ばさ

していただいて、年限につきましては1年にするか、あまり長期的な貸付はできないかと思えますけれども、その辺も決めさせていただきたいと思っております。以上です。

議長 8番議員 長 向山議員  
少し小さなことになるんですけども、その当りの維持というか経費ですね、電話代とかそういったものは町の方で負担ということによろしんでしょうか。

議長 総務企画課長 長 総務企画課長  
施設使用についての費用の負担でございますけれども、貸付については無償でございます、あと電気代とかですけれども、そういった光熱水費につきましては役場の費用で行っていただきますけれども、後パソコンとかですね、それに伴うインターネット環境でありますとか、消耗品費、それに伴う運営費用については大学が負担していただくというような形にいたしております。

議長 長 他に質疑ありませんか、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論は、ありませんか。  
「討論なし」と認めます。  
議案第50号を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 賛成 11 : 反対 0 )

「起立全員」です。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第51号 美波町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

議長 総務企画課長 ( 議案第51号の説明をする )

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

( 賛成 11 : 反対 0 )

「起立全員」です。

議案第 51 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

お諮りします。

以上で本臨時会の会議に付された事件は、すべて終了しました。本日で閉会したいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

本臨時会は、本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

平成 25 年第 3 回美波町議会臨時会を閉会します。

ありがとうございました。

(時に 11 時 50 分)

左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 25 年 5 月 30 日

美波町議会議長

坂口 直

議会議員

北山 朝彦

議会議員

向山 篤夫